

若い
今こそ年金
アクション!

若い農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心して豊かな老後を!



若い農業者の皆さん! 自分の老後 自分で守れますか?

ポイント

1

国庫補助で手厚い支援!

1万円の自己負担で**2万円の積立てが実現!**

ポイント

2

早く加入すれば、**国庫補助が長く受けられる**

ポイント

3

自ら支払った保険料は、

全額社会保険料控除の対象!

さらに**保険料は自由に選べる!**



まだ経営が安定していない若いうちは、 月々の負担が少ない特例保険料(国庫補助)を 活用して豊かな老後生活に備えましょう。

補助要件

- 保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です)になります。

国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	(6千円)	—	

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

早く加入すれば、国庫補助額は大きい。

注意

国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です。

国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。)国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてもかまいません。また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。

農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	76万円	744万円	77万円	55万円	22万円
		女性		64万円		64万円	46万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	39万円	12万円
		女性		42万円		42万円	33万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	39万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		33万円		33万円	28万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和3年度は、0.25%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象!

国庫補助を受けていても、自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。また、増収したときは節税効果を期待して、いつでも通常加入に変更でき、保険料の額も見直しができます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942